

札幌市告示第 533 号

札幌市乳幼児フォスタリング事業にかかる公募型企画競争を実施するので、
下記のとおり告示する。

令和 4 年 2 月 14 日

札幌市長 秋元 克広



1 担当部局

〒060-0007 札幌市中央区北 7 条西 26 丁目 1-1

札幌市子ども未来局児童相談所家庭支援課

電話(011)-622-8619

2 公募型企画競争に付する事項

(1) 役務名

札幌市乳幼児フォスタリング事業

(2) 業務内容

乳幼児の養育を希望する養育里親のリクルート及び研修、登録後の支援を一体的に実施し、質の高い里親養育体制を確立するとともに、更なる里親委託の推進を図る。

(3) 履行期間

令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

3 参加資格

- (1) 札幌市内に活動拠点を有する法人格を有する企業、団体であること。
- (2) 里親制度及び要保護児童に対して理解があること。
- (3) 里親支援業務又は類似業務の活動実績があること。
- (4) 市との契約等において、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成 14 年 4 月 26 日付け財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立て

又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合は、この限りではない。

- (7) 審査基準日の直前 1 年間に於いて、1 期の決算における製造、販売、請負等の実績高がない者に該当しない者。
- (8) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2 年を経過しない者に該当しない者。
- (9) 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (10) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年条例第 6 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

4 スケジュール

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| (1) 企画提案の公募開始 | 令和 4 年 2 月 14 日(月) |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和 4 年 2 月 17 日(木)17 時必着 |
| (3) 質問書に対する回答(予定) | 令和 4 年 2 月 21 日(月) |
| (4) 参加意向申出書の提出締切日 | 令和 4 年 2 月 25 日(金)17 時必着 |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 令和 4 年 3 月 4 日(金)17 時必着 |
| (6) 企画提案審査会(ヒアリング) | 令和 4 年 3 月 11 日(金) |
| (7) 提案事業者への選定結果の通知 | 令和 4 年 3 月中旬 |
| (8) 契約締結日 | 令和 4 年 3 月下旬 |

5 仕様書等の取得方法

上記 1 の場所にて交付するほか、札幌市役所ホームページにて取得可能とする。